

# 施設入所者の地域生活への移行

- 平成17年10月1日時点の施設入所者(484人)と比較した地域生活に移行する者の割合は、平成25年度時点で21.3%(103人)となっており、平成26年度末には、第3期計画の目標である22%(108人)の地域生活移行を概ね達成見込み。
- 第4期計画の数値目標の設定に当たっては、国の基本指針に即して、平成25年度末の施設入所者(397人)と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%(47.6人)以上とする形で設定するとした場合、年間およそ16人以上の地域移行が求められる。
- 本市においては、現在入所している入所者の重度者の割合が全国平均よりも高いことを考慮するとともに、平成23年度～25年度の状況を勘案すると、年間およそ5人の地域移行が見込まれる。
- この見込みを踏まえつつ、今後、さらなるグループホームの整備促進、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化などの取組を通じ、平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を平成25年度末の施設入所者(397人)の7%以上(約28人以上)とする目標値を設定。

【施設入所者の状況】

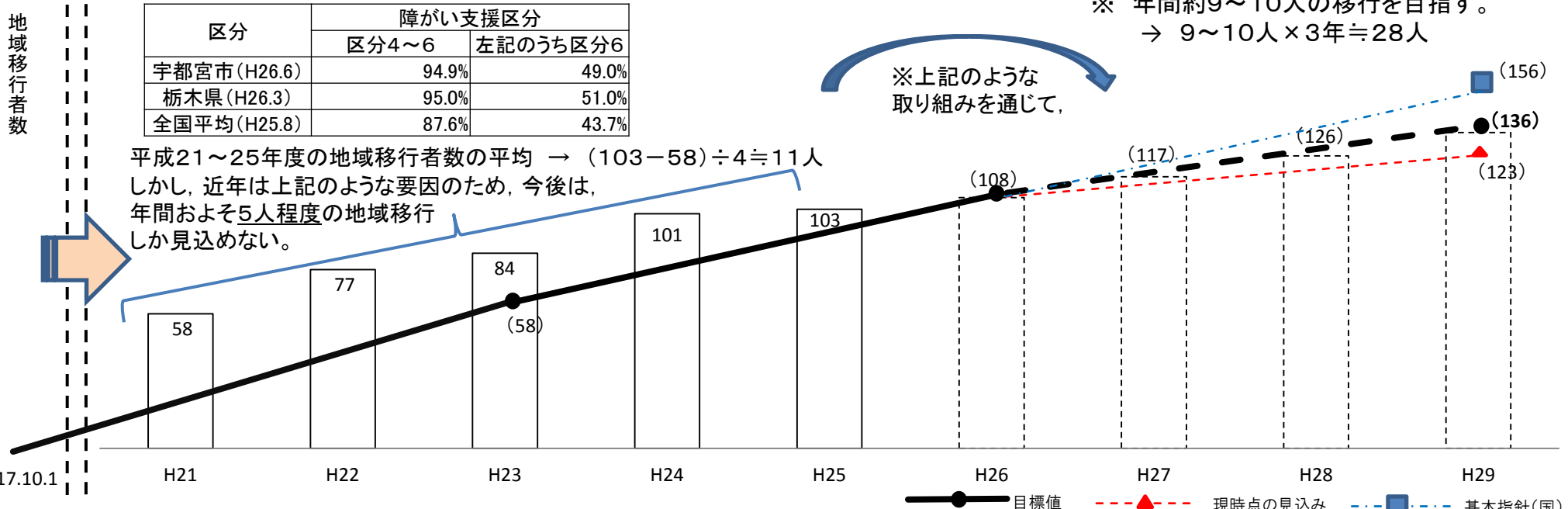
区分	障がい支援区分	
	区分4～6	左記のうち区分6
宇都宮市(H26.6)	94.9%	49.0%
栃木県(H26.3)	95.0%	51.0%
全国平均(H25.8)	87.6%	43.7%

平成21～25年度の地域移行者数の平均 →  $(103 - 58) \div 4 \div 11$ 人  
 しかし、近年は上記のような要因のため、今後は、年間およそ5人程度の地域移行しか見込めない。

地域移行者数

※ 年間約9～10人の移行を目指す。  
 →  $9 \sim 10 \text{人} \times 3 \text{年} \div 28 \text{人}$

※上記のような取組を通じて、

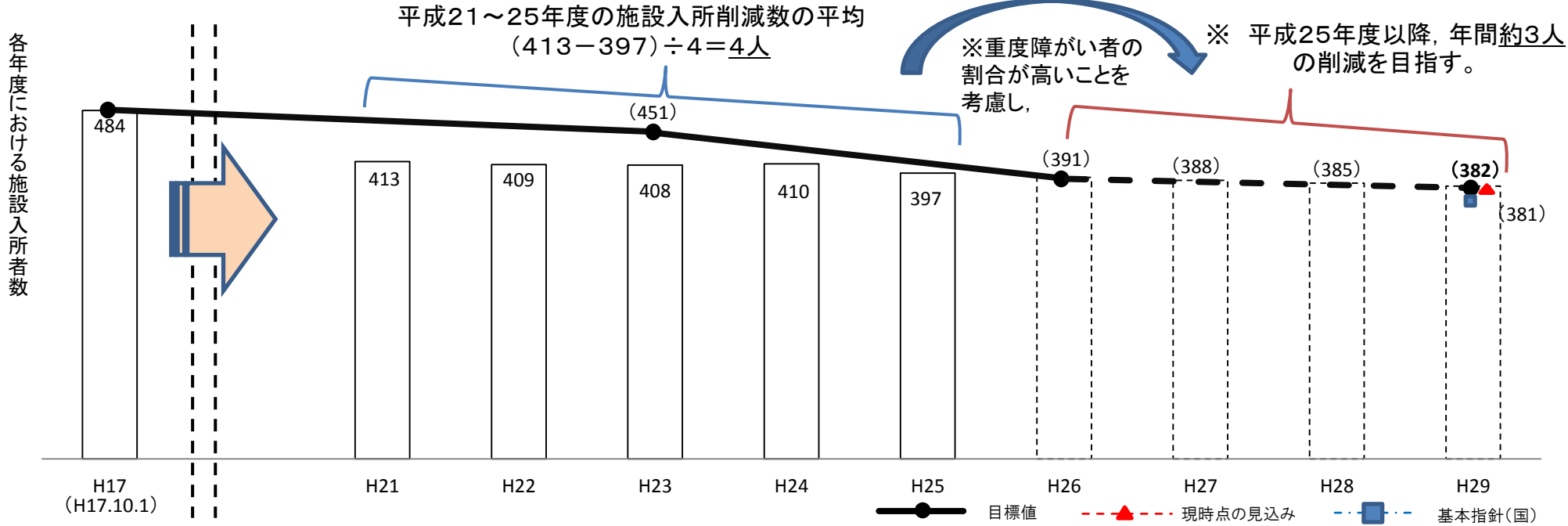


○国・県・市の目標値(第1～4期計画)

目標値	第1～2期(平成18～23年度)	第3期(平成24～26年度)	第4期(平成27～29年度)
国の基本指針	10%(平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	30%(平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	12%(平成25年度末～29年度末(4年間))
栃木県障害福祉計画	15%(平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	30%(平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	7%(平成25年度末～29年度末(4年間))
宇都宮市障がい福祉サービス計画	12%(平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	22%(平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	7%(平成25年度末～29年度末(4年間))

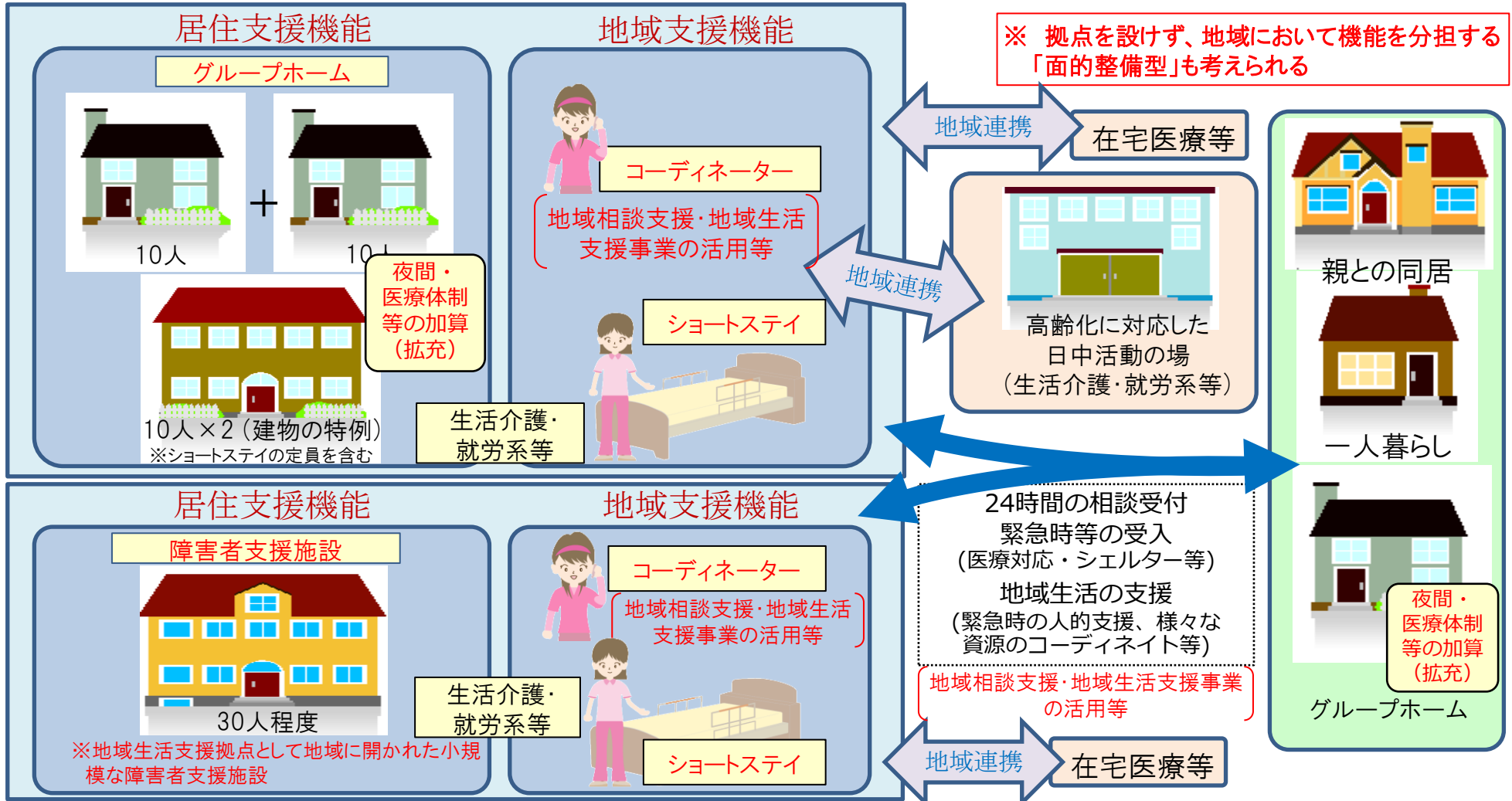
# 施設入所者数の削減

- ・ 施設入所者は平成17年10月1日時点(484人)と比較し、平成25年度末時点で約17.8%(87人)減少となっており、**平成26年度末には、第3期計画の目標である施設入所者の19.2%(93人)削減を達成見込み。**
- ・ 第4期計画の数値目標の設定に当たっては、国の基本指針に即して、平成29年度末までに平成25年度末時点の施設入所者(397人)から、約4%以上削減すると設定した場合、381人以下(16人以上減)の目標設定が求められる。
- ・ 本市においては、施設入所者の地域生活への移行(別紙8)と同様、現在入所している入所者の重度者の割合が高いことを考慮すると、年間およそ3人の削減が見込まれる。
- ・ この見込みを踏まえ、平成29年度末時点での施設入所者を平成25年度末時点の施設入所者(397人)から、**4%以上(16人以上減)削減とする目標値を設定。**



目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)
国の基本指針	▲7% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～29年度末(4年間))
栃木県障害福祉計画	▲10% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲2% (平成25年度末～29年度末(4年間))
宇都宮市 障がい福祉サービス計画	▲6.8% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲19.2% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～29年度末(4年間))

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

# 一般就労への移行者数

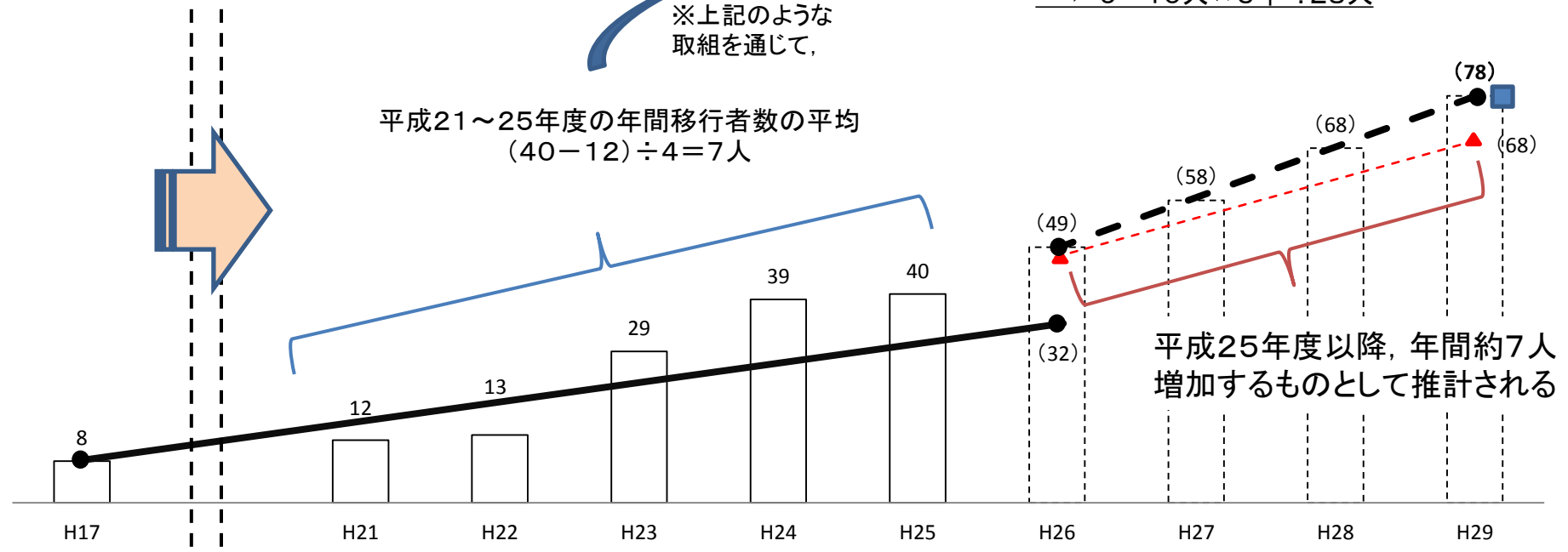
- ・ 一般就労への移行者数については、平成25年度実績で40人となっており、平成26年度目標である32人を上回っている。
- ・ 数値目標の設定に当たっては、国の基本指針に即して、平成24年度を基準として、平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上と設定した場合、平成29年度末における福祉施設から一般就労への移行者数の目標値は、78人(39人×2倍)の目標設定が求められる。
- ・ 本市における一般就労の移行者数は、平成21年度～25年度の状況が今後も続くと予想され、年間約7人の一般就労移行者数が見込まれる。
- ・ この見込みやこれまでの実績を踏まえつつ、より一層の一般就労移行者数の増加に向け、今後、自立支援協議会就労支援部会の活用、関係機関や企業との意見交換による就労支援策の検討などの取組を通じ、平成29年度末までに平成24年度実績の約2倍以上(78人以上)とする目標値を設定。

一般就労への移行者数

●——— 目標値  
 ▲- - - 現時点での見込み  
 ■- - - 基本指針(国)

※上記のような取組を通じて、

※ 年間約9～10人の一般就労への移行者数の増加を目指す。  
 → 9～10人×3年≒28人



# 就労移行支援事業の利用者数

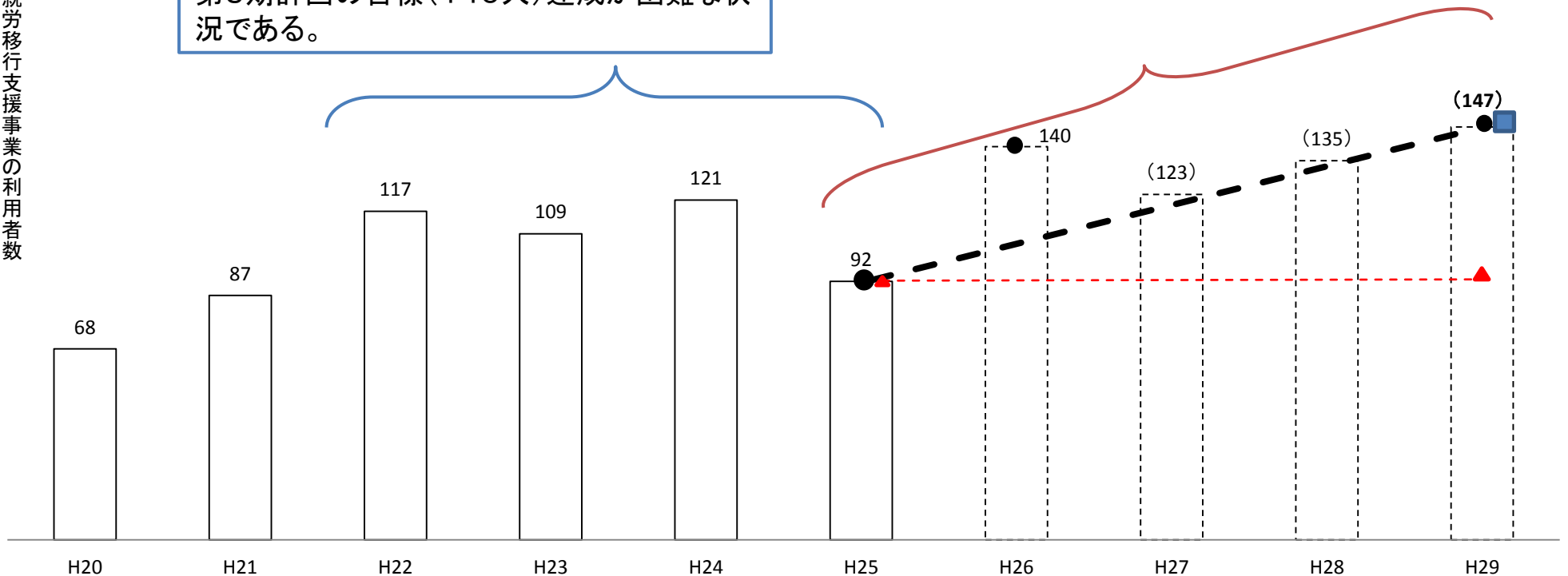
- ・ 就労移行支援事業の利用者数については、就労継続支援A型事業の利用者が増加したことにより、平成25年度実績は92人で、**平成26年度目標である140人を下回っている。**
- ・ 数値目標の設定に当たっては、国の基本指針に即して、平成29年度末までに平成25年度と比較して6割以上増加させることを目指すと設定した場合、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者の目標値は、147人以上(92人×1.6)の目標設定が求められる。
- ・ 本市においては、就労継続支援A型事業の利用者の増加に伴い、今後も就労移行支援事業の利用者数は、横ばいまたは減少が見込まれる。
- ・ 今後、より一層、就労移行支援事業の利用を促進するため、利用可能な対象者における「就労移行支援事業」の適切な利用に向けた事業所への周知や自立支援協議会就労支援部会における検討などの取組を通じ、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者を平成25年度末から**6割以上増加(147人以上)**させる目標値を設定。

各年度における就労移行支援事業の利用者数

- 目標値
- ▲ 現時点での見込み
- 基本指針(国)

第3期計画の目標(140人)達成が困難な状況である。

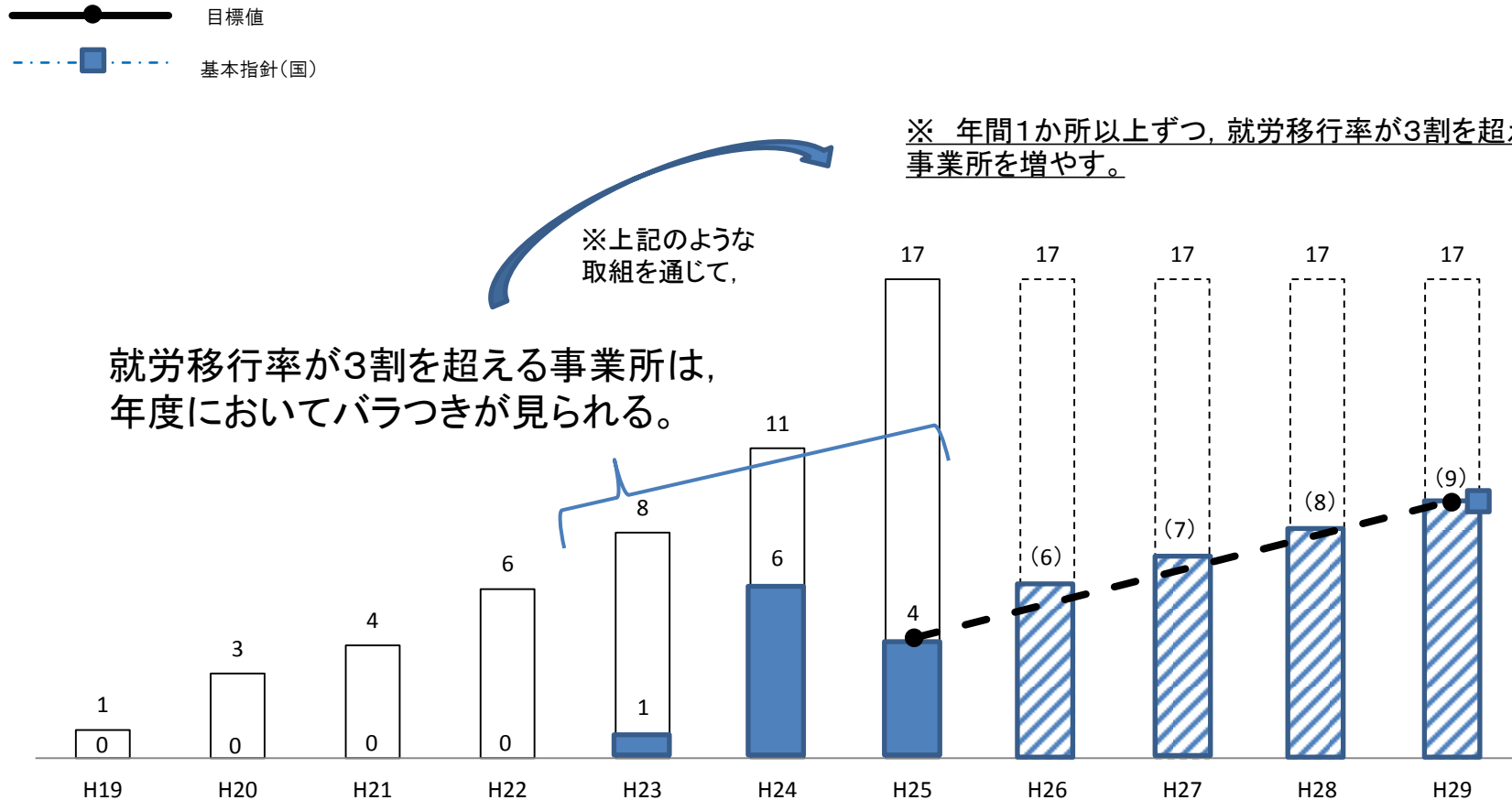
※ 平成29年度までに平成25年度と比較して6割以上増加させることを目指す



# 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

- ・ 就労移行率が30%を超える就労移行支援事業所は、**平成25年度時点で23.5%**となっている。
- ・ 数値目標の設定に当たっては、国の基本指針に即して、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の5割以上と設定した場合、9か所以上(17か所×0.5=8.5)の目標設定が求められる。
- ・ 本市における過去の実績から、今後の就労移行率を見込むことは困難であるが、今後、より一層、就労移行支援事業の利用促進と一般就労移行者数の増加に向け、利用可能な対象者における「就労移行支援事業」の適切な利用に向けた事業所への周知や自立支援協議会就労支援部会における検討などの取組を通じ**就労移行率が3割を超える事業所を全体の5割以上(9か所以上)**と設定。

各年度における就労移行支援事業のうち  
就労移行率が3割以上の事業所数



※事業所数については、各年度の4月1日時点における契約者数が0の事業所を除いた数値とする。